



ひまわり畑（まきばの館）

～ 衛 生 情 報 ～

- 国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況の変化とその対策について
- 豚熱を防ぐためには
- 県内の伝染病発生状況

～ そ の 他 ～

- 豚枝肉の格付が変わります！
- 早めの除角でストレス低減！
- 家畜人工授精用精液証明書等を適切に管理しましょう
- 新規採用職員を紹介します！



岡山県マスコット「ももち」

<連絡先電話番号>

農林水産部畜産課 : 086-226-7431

井笠家畜保健衛生所 : 0866-84-8221

津山家畜保健衛生所 : 0868-29-0040

農林水産総合センター 畜産研究所 : 0867-27-3321

《発行》

岡山県農林水産部畜産課

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/53/>

（原稿を掲載しています）

岡山家畜保健衛生所 : 086-724-3880

高梁家畜保健衛生所 : 0866-22-2077



国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況 の変化とその対策について (令和4年6月10日時点)

平成16年1月に山口県の家きん農場で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が国内で79年ぶりに発生して以降、全国で散発的にHPAIが発生しています。このため、毎年HPAIシーズン（通常10月～5月）に入ると、全国の畜産関係者や家きん等農場ではHPAI発生への警戒を強めています。

そこで、これまでの国内のHPAI発生状況を振り返ってみました。

家きん等農場の発生状況

下図は、平成15年度から令和3年度シーズン（以下、シーズンを省略）の国内の家きん等農場におけるHPAI発生状況を示しています。令和元年度まで概ね数年おきに発生し、平成22年度には9県24事例、約183万羽が殺処分されました。しかし、令和2年度では18県52事例、殺処分約987万羽、令和3年度では12道県25事例、殺処分約189万羽と過去にない2年連続の大流行となりました。また、令和3年度では北海道・東北地方で12事例、うち8事例が4月以降で、これまで発生がなかった5月にも（岩手県で1事例、北海道で1事例）確認されています。

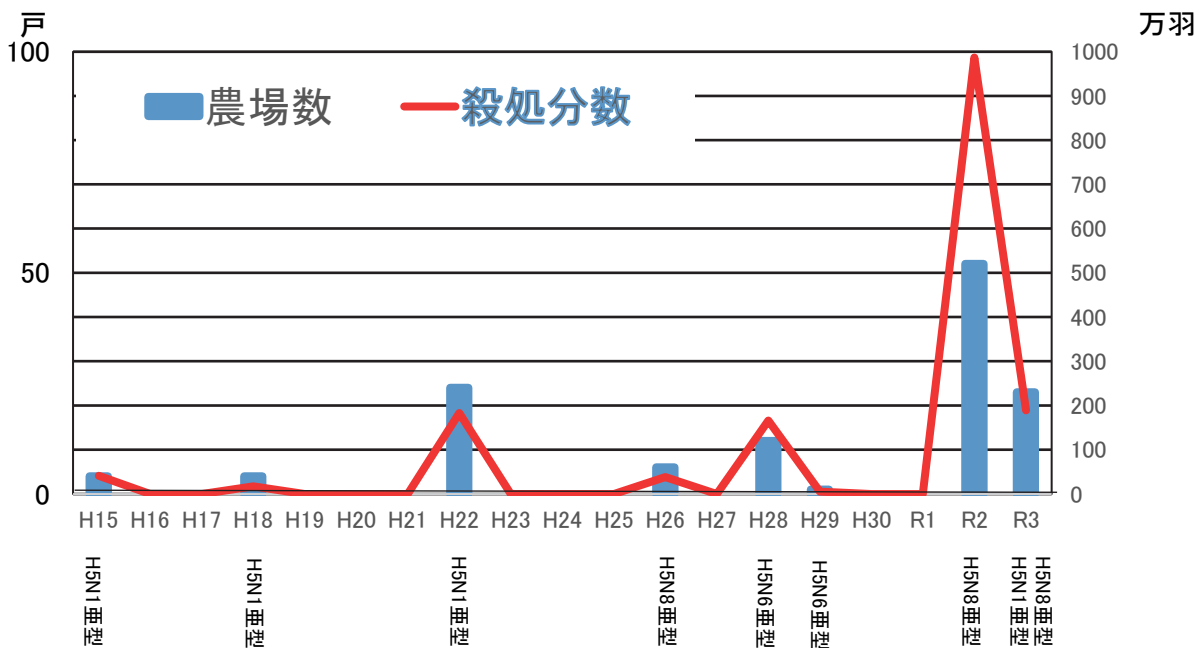


図. 国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

また、HPAI ウイルス（以下、ウイルス）は、令和 2 年度までは同シーズン 1 種類のみでしたが、令和 3 年度には、H5N8 と H5N1 の 2 種類の亜型によるウイルスの流行が初めて確認されました。

野鳥の発生状況

令和 3 年度の国内の野鳥における HPAI は、98 事例中 96 事例が北海道・東北地方で発生し、うち 39 事例が 4 月以降に確認されています。なお、野鳥の HPAI はこれまで渡り鳥で多く確認されていましたが、令和 3 年度は留鳥であるハシブトガラスで 6 割以上が確認されており、現在流行しているウイルス（H5N1 亜型）はカラスに感染しやすく、ウイルス保有カラスが増加しているとみられ、どの地域でも油断はできないとの有識者の意見もあります。また、北海道・東北地方の 4 月以降の家きん等農場の HPAI 発生では、農場周辺でたびたび飛来が確認されるハシブトガラスの関与が指摘されており、渡り鳥が去った後も強い警戒が必要です。

発生を防ぐために

欧州や東南アジア諸国では、季節に関係なく HPAI が発生しています。このような周辺諸国の状況がある中、国内の HPAI 発生状況の変化に対し、家きん等農場はどう対応していくべきなのでしょうか。それは、**季節にとらわれず、日頃から飼養衛生管理基準の遵守の徹底に努めること**以外にはありません。いつでもどこにでもウイルスは存在すると意識し、ウイルスを家きん舎内に持ち込まない対策が HPAI 発生を防ぐことにつながります。

農場外から農場内へ、農場内から家きん舎内へ、区域が変わるごとに消毒を徹底し、ウイルス量を減少させ、家きんまでウイルスの侵入を防ぐようにしましょう。また、野生動物の侵入防止対策も重要であることを忘れないでください。

★衣類・衣服の交換でウイルスが減り、消毒でさらに減り、感染を防ぐ★

① 消毒の徹底

農場に出入りする人・物・車両の消毒の徹底

② 衣服・靴の交換

衛生管理区域内の衣服・靴の交換と家きん舎内の靴の交換

③ 野鳥・野生動物の侵入防止

家きん舎や堆肥舎への防鳥ネット設置、修繕が必要な場所の定期確認

（井笠家畜保健衛生所）



豚熱を防ぐためには

豚熱とは、豚熱ウイルスにより発生する豚やイノシシの伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触により感染が拡大します。治療法は無く、豚熱ワクチン接種が発症の防止に有効です。

しかし、ワクチンを接種しても全ての豚が免疫を獲得できるわけではなく、必ずしも感染を防ぐものではありません。そのため、豚熱ウイルスの農場侵入防止のためには、**飼養衛生管理の徹底**や**消毒**などの日頃からの衛生管理が非常に重要です。



写真：豚熱に感染した豚

写真出典：岐阜県

国内発生状況

豚熱は平成30年9月に岐阜県で発生して以降、令和4年6月15日現在までに17県82事例の発生がありました（153農場・5と畜場、約30万頭を殺処分）。

また、野生イノシシでは、中国地方は令和4年3月に**山口県**、**広島県**、5月に**島根県**で豚熱ウイルスが検出され、これを受けてそれぞれの県で飼養豚への豚熱ワクチン接種が開始されました。

岡山県では豚熱の発生、イノシシからの豚熱ウイルスの検出はありませんが、令和3年4月から、県内で飼養されている豚等へのワクチン接種を開始しています。

豚熱を防ぐためには

① 適切なワクチン接種

② 人・物・車両によるウイルスの農場への持ち込み防止

○衛生管理区域及び豚舎への出入りの際の**洗浄・消毒の徹底**

○飼料に肉を含む、又は含む可能性がある時は、摂氏90度・60分以上

等の**加熱処理を徹底** など

③野生動物対策

- 飼料へのネズミ等の野生動物の**排泄物の混入防止**
- 死亡した家畜の死体を**野生動物**に荒らされないように**適切に保管**
など

④適切な消毒のポイント

- 消石灰**は**水**に混ぜて使用
消石灰は**水分**を含むことで初めて**アルカリ性**になり消毒効果を発揮します。農場周囲の消石灰散布（粉体）は空気中の水分と結合して、3時間以上かけて消毒効果が発揮されます。
 しかし、粉体での踏み込み消毒は即効性が低いので下記の使用例のように**水に混ぜて**使用しましょう。
- 逆性石けん**は**加温**で効果が高まる
 逆性石けんは低温下（4℃程度）で、病原体を不活化する効果が激減します。低温下では使用濃度を濃くしても効果は芳しくありません
- アルカリ化処理**（消石灰添加）で**相乗効果**
 逆性石けん液（500倍）を使用する場合には消石灰等のアルカリ成分を添加することで、病原体の不活化効果が高まります。
 また、低温下でも、本来の能力あるいはそれ以上の能力を発揮できます。

<効果的な使用例>

水（10ℓ）＋**消石灰**（1 kg）＋**逆性石けん**（アストップ等 20ml）

Check！☑

- ☐野生動物の侵入防止対策はできていますか？
- ☐豚舎専用の作業着や靴を使用していますか？
- ☐作業着や靴は清潔に保たれていますか？
- ☐適切な方法で消毒ができていますか？

※飼養衛生管理や消毒などについてご質問がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。（高梁家畜保健衛生所）

豚枝肉の格付が変わります！

変更の概要

令和4年4月21日に公益社団法人日本食肉格付協会の臨時総会が開催され、豚枝肉の取引規格の一部が改正されました。

改正内容は、①**各等級の枝肉重量範囲について、上限・下限を3kgずつ引き上げる**とともに、②格付単位を半丸から枝肉一頭分にするという2点です。この改正は、令和2年に農林水産省が示した「家畜改良増殖目標」において、出荷体重が115kgから120kgに引き上げられたことに伴う、出荷体重の5kgの引き上げが、枝肉歩留を踏まえると枝肉重量の3kgに相当するという理由から行われました。今回の改正では、背脂肪の厚さに関しては従来の基準から変更はありません（表1及び図1）。

表1. 改正後の枝肉重量と背脂肪の厚さの範囲

等級	重量(kg)	背脂肪(cm)
極上	73.0以上～81.0以下	1.5以上～2.1以下
上	68.0以上～83.0以下	1.3以上～2.4以下
中	63.0以上～78.0未満	0.9以上～2.7以下
	78.0以上～88.0以下	1.0以上～3.0以下
並	63未満	
	63.0以上～78.0未満	0.9未満、2.7超過
	78.0以上～88.0以下	1.0未満、3.0超過
	88.0超過	

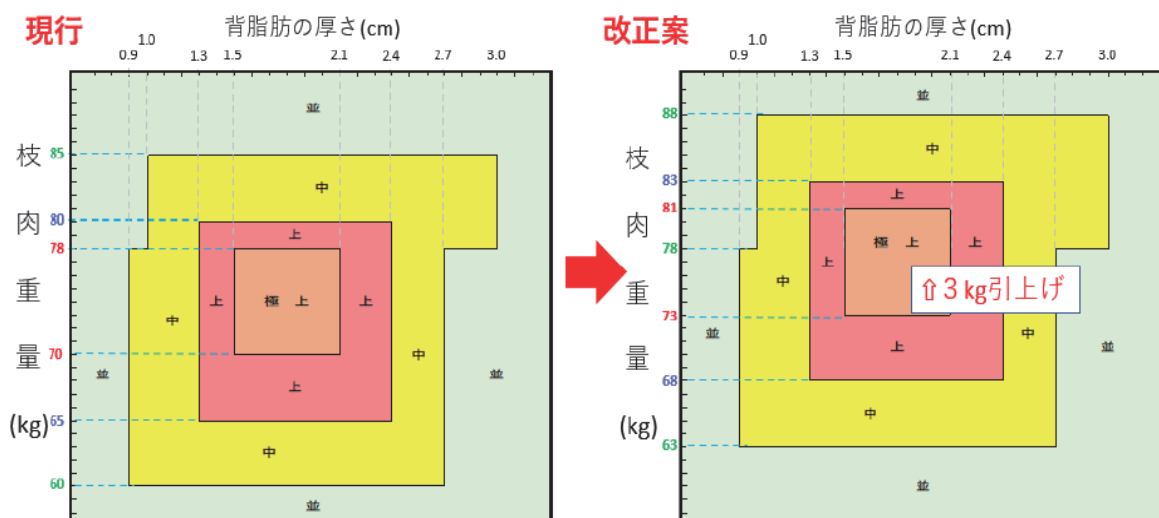


図1. 改正による格付の変化

注意すべきこと

現行の格付規格で枝肉重量範囲の下限～3kg（中規格：60kg～63kg、上規格：65～68kg）の豚については、格付規格の変更により格付が下がることとなるため、注意が必要です。

また、この改正は**令和5年1月1日から**施行されることとなっています。生産者の皆様においては、格付規格が変更となる時期に十分留意し、新たな格付規格に対応した飼養管理をよろしくお願いいたします。

その他

公益社団法人日本食肉格付協会では、格付規格の改正に併せて、格付結果をインターネット上で提供（事前申請が必要）するほか、格付のオプションとして、オレイン酸測定（@165円）を実施する体制を整備します。

詳しくは公益社団法人日本食肉格付協会 HP（右の QR コードからアクセスできます）をご確認ください。



（畜産課）

県内の伝染病発生状況

県内農場等の家畜伝染病および届出伝染病の発生（令和3年1月～12月）

病名	畜種	戸数	頭羽数（件数）	発生日	管轄家保等
ヨーネ病	牛	1	1	6	津山
牛伝染性リンパ腫※1	牛	57	80	1～12	全家保
牛ウイルス性下痢	牛	3	4	5、8、10	井笠、津山
破傷風	牛	2	2	1、9	岡山、津山
豚丹毒※2	豚	2	2	4、8	高梁、津山
豚赤痢	豚	1	3	8	高梁
鶏痘	鶏	2	160	2	井笠
マレック病	鶏	1	5	9	津山

※1：と畜場発生を含む

※2：他県と畜場での発生

（畜産課）

早めの除角でストレス低減！

牛を安全に扱う上で除角が求められる場面も多いと思います。しかし、牛にとって除角は非常に強い痛みを伴い、ストレスの多い行為です。除角により、人を嫌がるようになったり、増体が一時的に停止したりするだけでなく、動物福祉の観点からも、よりストレスが少ない時期や、方法での実施が求められます。

角が生える仕組み

出生時の子牛の頭部には「角芽」という角の元となる組織があります（図1）。角芽上の毛は周囲の毛に比べて長く、渦巻き状の外観を呈し、触ると少し硬い膨らみを感じることによって確認ができます。出生直後の角芽は頭蓋骨に付着していませんが、生後数か月で頭蓋骨の一部が徐々に伸長して角芽に付着し、角に成長していきます（図2）。

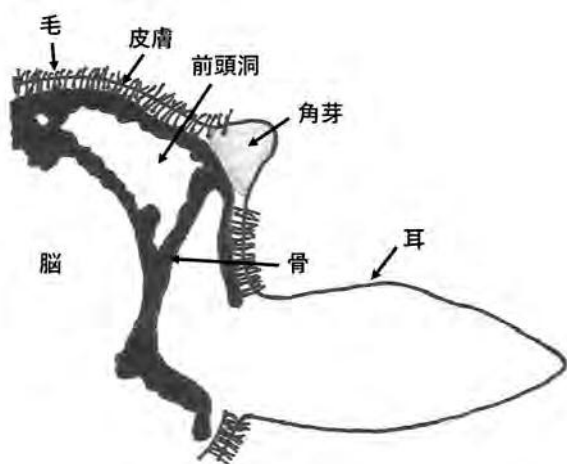


図1 牛の角の構造（生後2ヵ月以内）

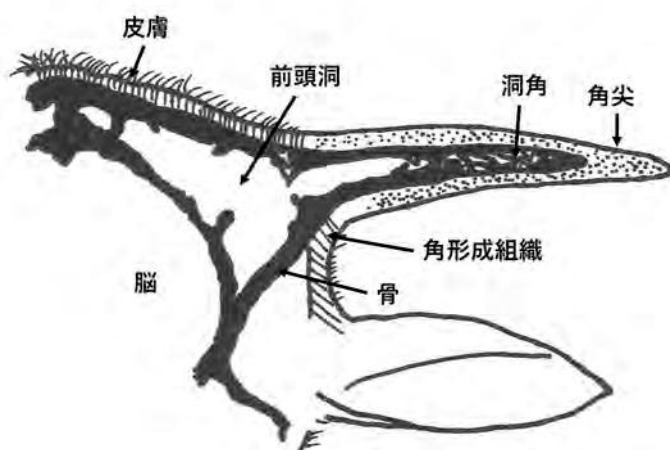


図2 牛の角の構造（生後2ヵ月以降）

除角は2ヵ月齢までに

OIE（国際獣疫事務局）では、角芽が頭蓋骨に付着する前（生後約2ヵ月以内）までの除角、それ以降は麻酔薬や鎮痛剤を使用した除角を推奨しています。牛を保定し、焼きごて（デホーナー）で焼灼止血する方法が一般的ですが、近年では、低コストで牛や作業員への負担が少ない除角ペーストの塗布による除角も行われています（使用の際は獣医師に相談して下さい）。牛へのストレスや、作業員の負担を軽減するために、除角は遅くとも2ヵ月齢までに実施し、必要に応じて獣医師へ麻酔薬や鎮痛剤の処方をお願いしましょう。

（津山家畜保健衛生所）

家畜人工授精用精液証明書等を 適切に管理しましょう

和牛精液・受精卵の海外流出未遂事例や全国で相次ぐ親子矛盾事例を受けて、遺伝資源の不正利用を防止するため、家畜改良増殖法が改正されました（令和2年10月1日施行）。この改定により、これらを扱う家畜人工授精所等へ、今まで以上に厳密な記録・管理が求められるようになりました。

その中でも、特に不正利用につながりやすい「家畜人工授精用精液証明書」（以下、「精液証明書」という。）の取扱いについて、家畜人工授精所（家畜人工授精師）だけでなく、人工授精・受精卵移植を実施している農場の皆様も、今一度確認をお願いします。

「精液証明書」の適切な取扱い

和牛精液の不正利用防止のために、特に次の4点に留意しましょう。また、受精卵や受精卵移植証明書等についても、同様の取扱いをお願いします。

1 必ず精液ストローと証明書をセットで譲渡する。

ストローのみまたは精液証明書のみを譲渡すると、違法になる場合があります。

2 証明書の記載内容をよく確認する

- ・ 精液証明書の記載内容が誤っていたり、ストローの表示と一致しなかったりする場合は、その精液は使用できません。
- ・ 特に、裏面の「譲渡・経由の欄」の、記載漏れに注意しましょう。精液ストローの使用後は、裏面の「（参考）注入又は体外受精記録」に注入した雌牛の飼養者名等を忘れず記載してください。
- ・ 他県で販売されている精液の中には、契約により使用範囲や使用目的が制限されているものがあります。精液証明書に明記されている契約の概要（使用制限）に従いましょう（図1）。

第 号 (番号又は記号)		家畜人工授精用精液証明書	
精液証明書番号		譲渡の専断	
名前			
家畜登録機関名及び登録番号			
譲渡及び品番			
精液採取年月日			
贈与飼養者の氏名又は名称及び住所			
第五種（家畜人工授精師）の登録番号 （免許番号）及び住所、氏名			

本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、〇〇以外の目的での利用を禁止する。

図1 精液証明書に契約の概要
（使用制限）が記載されている例

3 使用済みの精液証明書は、一目で使用済みとわかる印等をつける

不要となった使用済みの精液証明書は、再使用防止のため、一目で使用済みとわかるように、×印を記載するなどの印等をつけましょう（図2）。



図2 使用済みの精液証明書全体にペンで×を記載した例

4 家畜人工授精証明書又は家畜人工授精簿へ適切に精液証明書を添付する

- ・ 家畜人工授精証明書を交付する際は、注入した精液に対応する精液証明書と実際に使用した精液ストローを必ず添付しましょう。
- ・ 受胎の有無に関わらず、注入した全ての家畜人工授精の精液証明書は、家畜人工授精簿または家畜人工授精証明書へ添付するか、もしくは保管しましょう。

家畜人工授精所における記録・報告及び立入検査

「精液証明書」に記載されている情報は、家畜人工授精所に義務づけられた「譲渡等記録簿」や「年次報告（家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書）」の作成にも必要です。

「譲渡等記録簿」は記録後10年間保存し、「年次報告」は毎年4月末までに最寄りの家畜保健衛生所へ提出してください。

これらの作成に必要な情報は、国が運用する「精液等情報システム」や、岡山県独自のExcelファイルを活用して管理することもできるので、最寄りの家畜保健衛生所へご相談ください。

また、上述の情報等は、家畜改良増殖法で記録が義務付けられているので、今一度確認しておきましょう。

なお、今後の立入検査は、年に数件ずつ行われる予定ですので、ご協力をお願いします。

家畜人工授精所（家畜人工授精師）だけでなく、関係者全員が協力して、和牛精液・受精卵の不正利用を防止し、大切な遺伝資源を守りましょう。

（岡山家畜保健衛生所）